

平成26年第1回江差町議会定例会資料

資料1：江差港マリーナ艇庫屋根破損写真【承認第1号関係】	…P 1
資料2：定住自立圏構想【議案第1号関係】	…P 2
資料3：農業基盤整備促進事業位置図【議案第2号関係】	…P 5
資料4：南が丘第2団地長寿命化対策事業実施予定図【議案第2号関係】	…P 6
資料5：消防救急デジタル無線システム系統図【議案第2号関係】	…P 7
資料6：消防救急デジタル無線整備費【議案第2号関係】	…P 8
資料7：介護報酬改定等に伴うシステム改修事業【議案第4号関係】	…P 9
資料8：子ども・子育て支援事業概要【議案第7号関係】	…P 10
資料9：道南ドクターヘリの運航概要【議案第7号関係】	…P 11
資料10：陣屋町地区治山事業【議案第7号関係】	…P 12
資料11：がんばる商店街等応援補助【議案第7号関係】	…P 14
資料12：江差町道路付属物点検調査概要【議案第7号関係】	…P 15
資料13：江差町民野球場スコアボード改修概要図【議案第7号関係】	…P 16
資料14：町道馬場山線災害復旧工事概要図【議案第7号関係】	…P 17
資料15：江差町看護職員養成修学資金貸付条例概要【議案第17号関係】	…P 18
資料16：社会教育委員設置条例の一部を改正する条例新旧対照表【議案第19号関係】	…P 19
資料17：公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要【議案第20号関係】	…P 20
資料18：戸籍システム電算共同化事務委託イメージ図【議案第21号関係】	…P 21
資料19：電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約概要 【議案第21号関係】	…P 22
資料20：北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約新旧対照表【議案 第22号関係】	…P 23
資料21：国・道等への要望等状況一覧（12月～2月）	…P 24

江差港マリーナ艇庫屋根破損状況(H26.1.28撮影)



「定住自立圏構想」の推進

基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

定住自立圏形成に向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(中心市4,000万円程度、周辺市町村1,000万円)
- ・外部人材の活用(3年間、700万円上限)
- ・地域医療(措置率8割、800万円上限)に対する財政措置 等

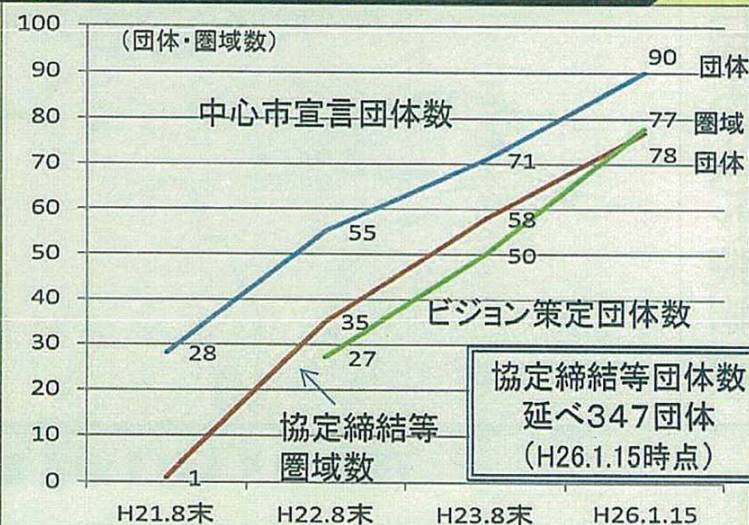
地域活性化事業債

圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当(充当率:90%、交付税算入率:30%)

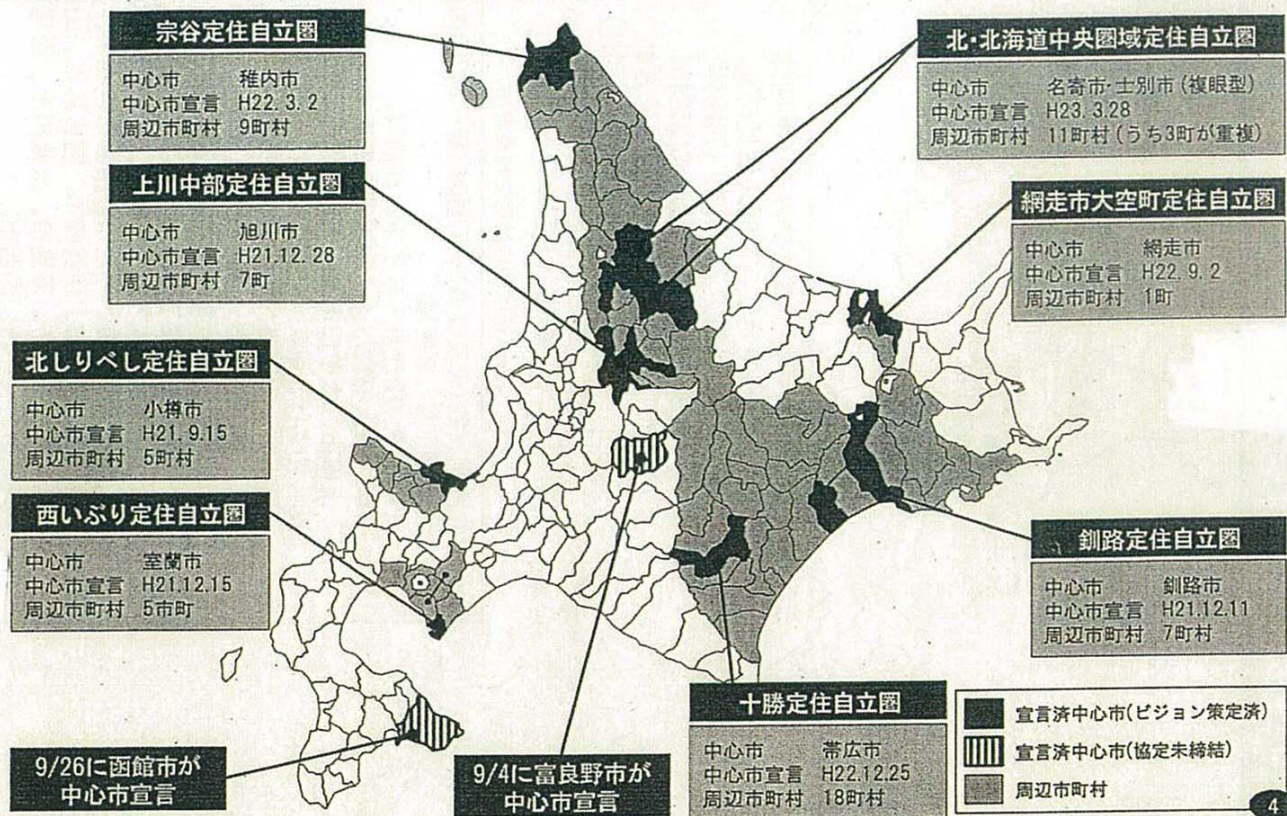
各省による支援策

定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

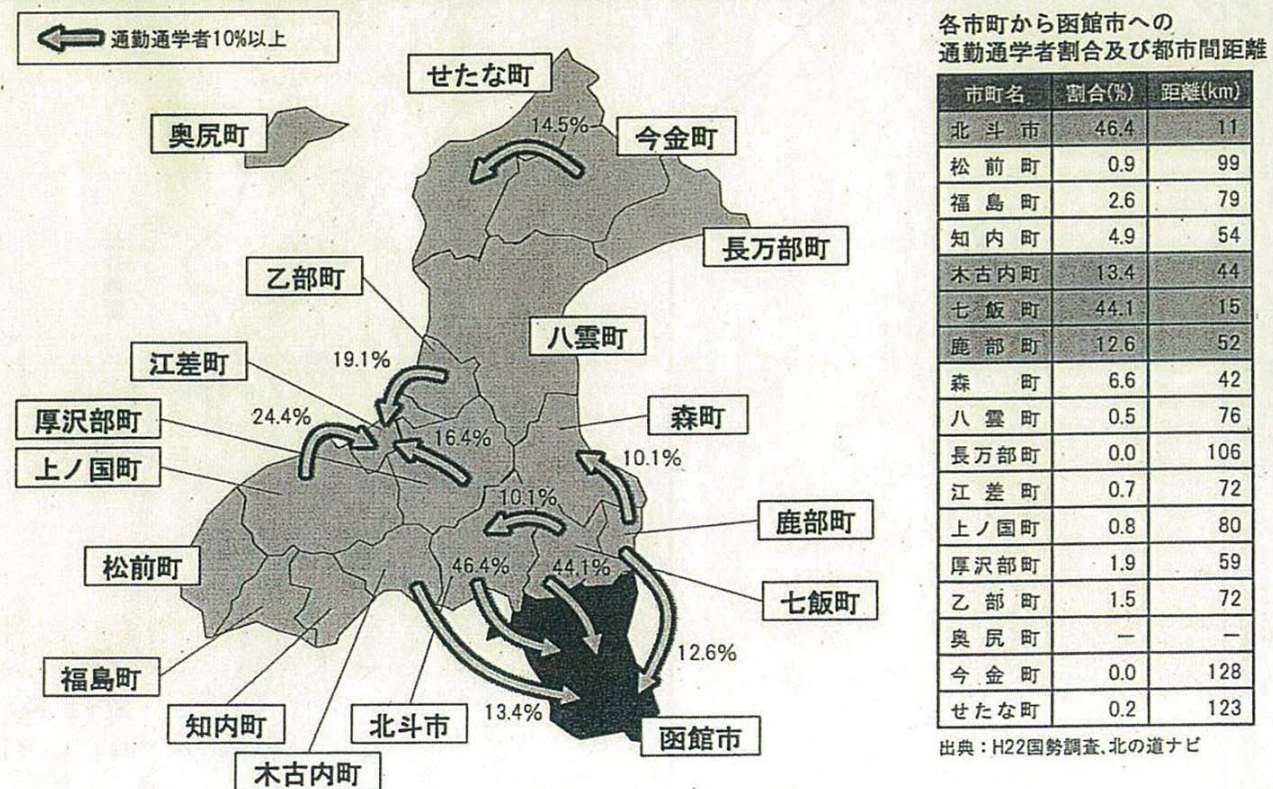
定住自立圏構想の取組状況



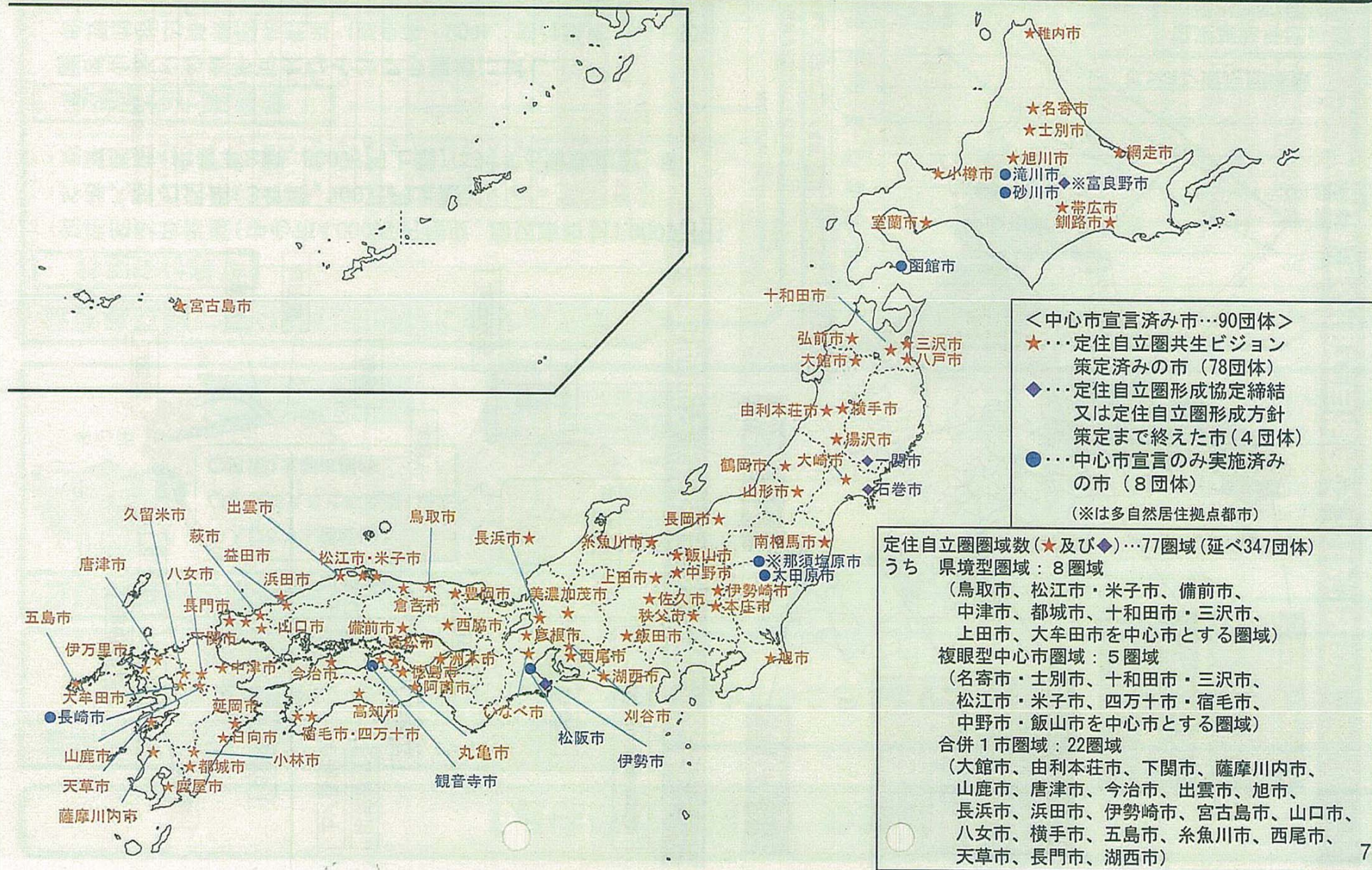
道内における定住自立圏の取組状況



道南地域における通勤通学者の動き



定住自立圏構想の取組状況 (平成26年1月15日現在)



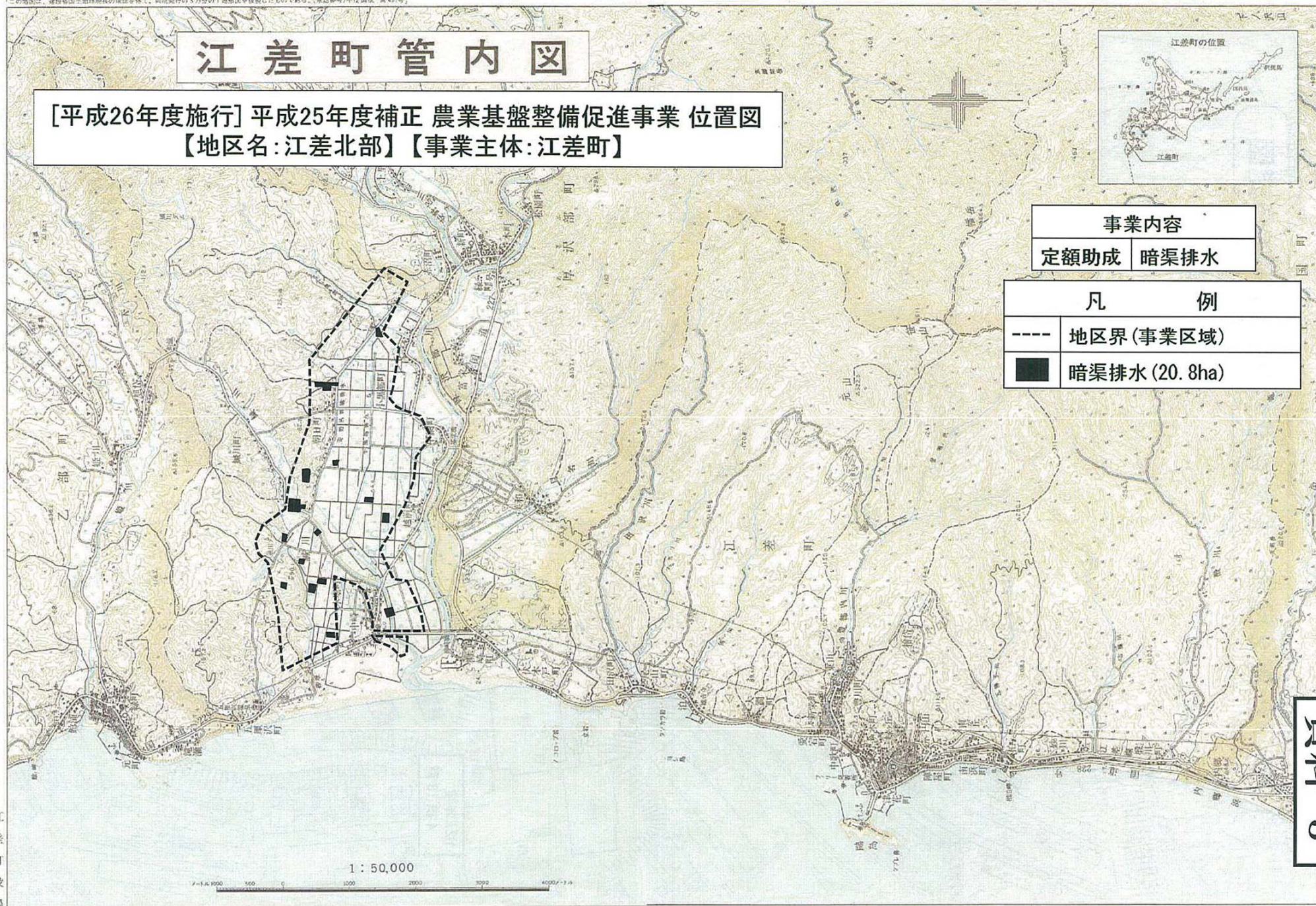
江差町管内図

[平成26年度施行] 平成25年度補正 農業基盤整備促進事業 位置図
【地区名:江差北部】 【事業主体:江差町】

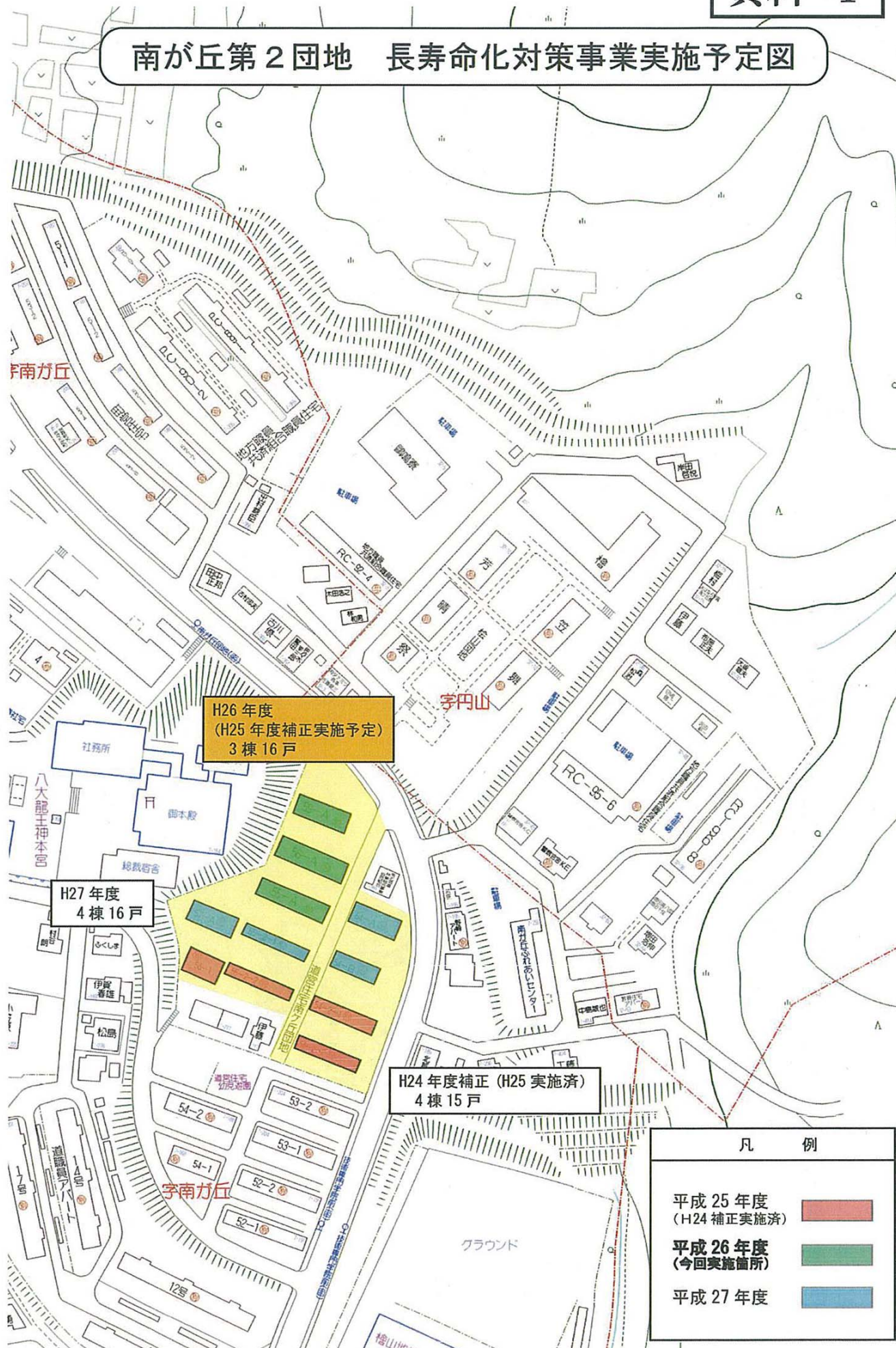


事業内容	
定額助成	暗渠排水

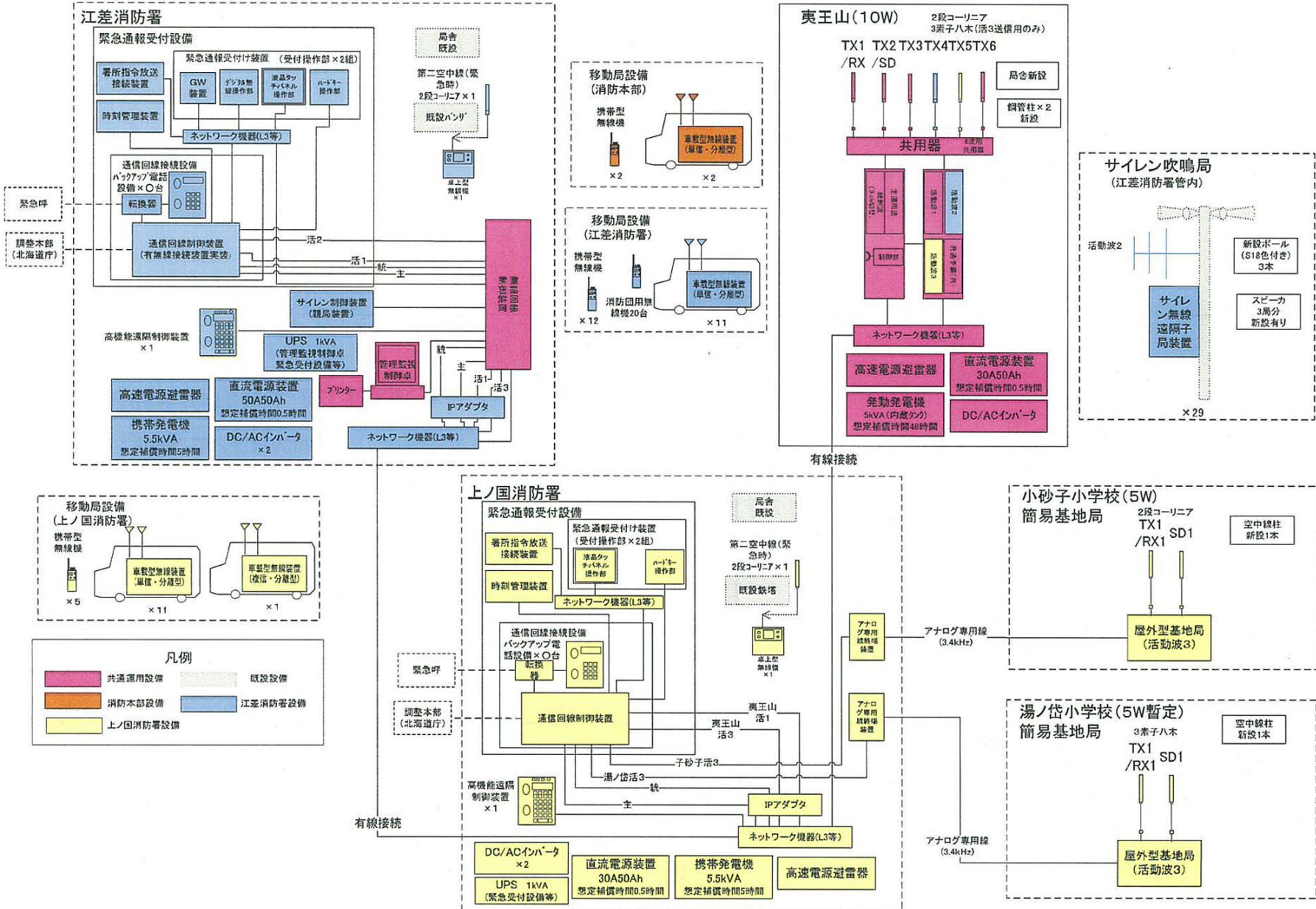
凡 例	
----	地区界(事業区域)
■	暗渠排水(20.8ha)



南が丘第2団地 長寿命化対策事業実施予定図



江差・上ノ国消防署 システム系統図



消防救急デジタル無線整備費

(単位:千円)

	全体整備費				各年度別整備費			
	共通波	活動波	施工管理費等	計	H25	H26	H27	計
江差消防署	99,470	126,570	10,650	236,690	77,237	69,457	89,996	236,690
	①上ノ国町との共同整備分は、126,389千円。按分率は、江差町60%、上ノ国町40%。 ②施工管理費等は、施工管理費、本部分整備費、事務費等を含む。				①「H25整備費」に対し、38,618千円の補助金交付(補助率1/2)。			

「介護報酬改定等に伴うシステム改修事業」に関する補正予算資料

補 助 事 業 名		介護保険事業補助金(国庫補助、補助率2分の1)	
事業 実施 計画 の 概要	平成26年4月からの介護保険制度改正等に伴い、区分支給限度基準額の見直し(消費税引き上げに伴う介護報酬への上乗せに対応するための変更)等が行われることから、改正後の制度運営を適正かつ円滑に実施するため、介護保険事務処理システムの改修を図る。		
	経費区分	対象経費支出予定額	積算内訳
支 出 予 定 額 内 訳		円	
	・賃金		
	・旅費		
	・需用費		
	・役務費		
	・委託料	745,500	・システム改修費用一式 710,000円
	・使用料及び賃借料		・消費税等 35,500円
	・備品購入費		
	・負担金		
	合 計	745,500	

子ども・子育て支援事業概要

すべての子どもに良質な成育環境の保障、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化し新しい仕組みのもと、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るため、平成27年度より「子ども・子育て支援法」が本格スタートします。

江差町として取り組むべき課題を検討するものです。

江差町子ども・子育て支援事業計画の策定

新制度のもと、すべての子育て家庭を対象として江差町が今後取り組んで行く子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

○計画策定期間 平成27年度～（5ヶ年計画）

○策定委員会等 江差町子ども・子育て会議（仮称）
（構成メンバー）

保護者代表（保育所、幼稚園、小学校等）、子育て団体・サークル代表
福祉保健関係者、教育関係者、事業主代表等

○検討項目

- （1） 子育て家庭の支援
- （2） 子育てと仕事の両立支援
- （3） 子どもの健全育成のための環境充実
- （4） 子どもと子育てに優しいまちづくり 等

道南ドクターヘリの運航概要

1 ドクターヘリとは

ドクターヘリは、救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターで、救急医療の専門医及び看護師等が同乗して救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、重篤救急患者に救命医療を行うことができるヘリコプターをいいます。

2 ドクターヘリの効果

医療機関への搬送時間の短縮が図られるほか、救急現場に医師・看護師を投入し、初期治療を早めることにより、救命率の向上や後遺症の軽減が図られる。

3 ドクターヘリ事業の概要

運 行 開 始	平成27年1月～予定（H26年度は3ヶ月間の運行計画）
基 地 病 院	市立函館病院（通信センターは1階に設置）
ヘ リ 格 納 庫	函館空港内民間所有施設を借り上げ
基 地 事 務 所	函館空港内借り上げ施設内に設置（医師・看護師・搭乗員待機） 専従職員（事務2名、臨時1名を配置）土・日・休日運行にも対応
運 行 範 囲	基地病院から概ね100km圏内
運 行 時 間	概ね8時30分から17時（日没までの運航のため季節により時間変動があります。夜間及び悪天候時は運航できません。）
搭 乗 人 員 等	医師、看護師、操縦士、整備士の4名を予定 患者の搬送は、最大2名まで
出 動 時 間	出動要請から5分以内に離陸
患 者 負 担	ドクターヘリの搬送自体は無料 救急現場での治療に伴う費用は、医療保険制度に基づき患者負担

4 運航かかる収支

- (1) 運行経費 ヘリ運航経費、人件費、運行調整委員会費、その他経費
(89,785 千円)
- (2) 運航収入 国・道補助金（国 1/2、道 1/2）診療収入
(55,058 千円)
- (3) 自治体負担金 収支不足額について自治体負担額となる
(34,727 千円)
- ※初期投資は、函館市が負担（格納庫改修、通信センター整備等）
 ※専従職員（事務2名）にかかる人件費は、函館市で毎年負担

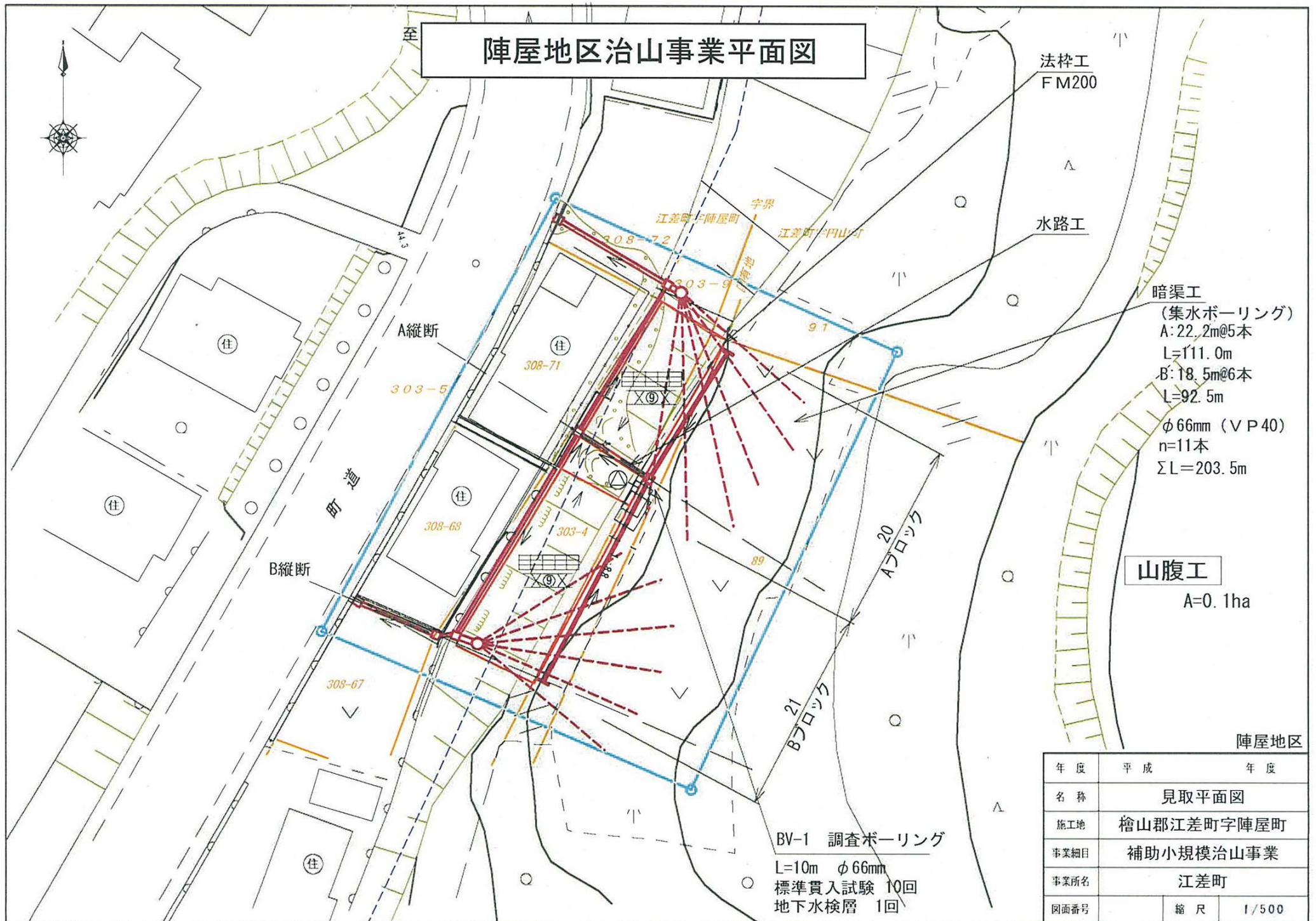
陣屋地区治山事業位置図

S=1/2,500



資料 10

陣屋地区治山事業平面図



(仮称)商店街等振興支援事業の概要～がんばる商店街等応援補助～

<2013.12.25 追分商工観光課>

<事業概要>

■ 趣 旨

賑わいの創出等に向けた事業を行う商店街や商店街の活性化に寄与する事業を主体となって行う地域団体に対し、予算の範囲内において江差商工会を通じて助成金を交付する仕組みをすることにより、商工会の裁量権の拡大と柔軟な対応等、地域の様々な経済活動等を誘発又は側面から支援する制度を構築する。

■ 対象となる事業

- 商店街元気づくり事業(イベント事業)
- 商店街の魅力づくり事業(ライトアップ・PRフラッグ・商店街マップ・HP作成等)
- その他、商店街の振興に寄与すると認められる事業

■ 実施フロー



<財源の確保>

■ 江差商工会に対する助成

<25年度予算> 総額 9,066千円

- ① 江差商工会補助(運営費等) 6,000千円
- ② 地域資源活用推進補助(小規模事業者商品開発支援等) 1,573千円
- ③ 中心市街地等活性化対策(商店街巡行バス) 1,493千円

<平成26年度予算案>

- ① 江差商工会補助(運営費等) 6,000千円(前年同額)
- ② 地域資源活用推進補助 廃止
- ③ 中心市街地等活性化対策(商店街巡行バス) 1,493千円(前年同額)

上記②の廃止を踏まえ、1,500千円程度の交付金を創設

■ 今後のスケジュール

- 新年度予算計上(合わせて商工会との調整)
- 補助金交付要綱の整理

江差町道路付属物点検調査（大型道路照明灯）

平成24年に発生した中央自動車道の笹子トンネルの崩落事故以後、全国的に社会インフラの総点検の実施が求められている。江差町が管理している道路照明は480基あり、そのうち大型の道路照明については幹線道路を中心に約150基設置されている。市街地の幹線道路は沿岸部に位置しており、塩害による腐食なども顕著に現れている箇所もある。また特に大型照明の灯具等については高所作業車等が必要であり総合的な点検が急務である。

当該事業において現状を把握するとともに、第三者被害の未然防止及び今後の計画的かつ、効率的な道路維持管理の基礎資料とすることを目的に実施するものである。

- 事業箇所：江差町
- 効果促進事業（C事業）道路ストック総点検
- 事業内容：道路付属施設点検調査
 - * 大型道路照明灯 N=75基
 - * 市街地幹線町道の大型照明灯点検調査



町管理の
道路付属
物（道路
照明）の
現状を把
握する。



現状を把握

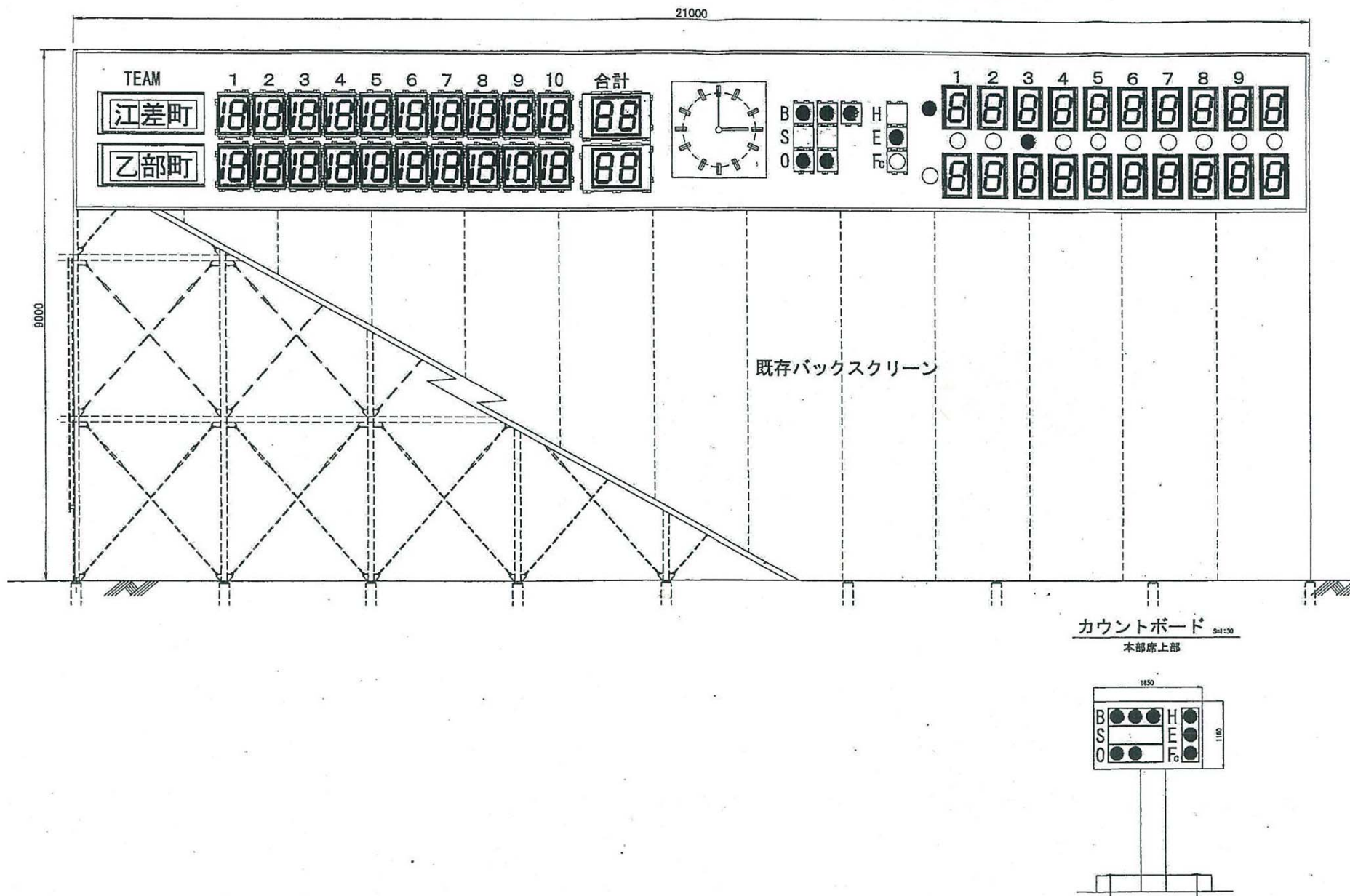
計画・予防

適切な維
持管理に
よる施設
の長寿命
化と安全
性が図ら
れる。



適切な維持修繕を実施

江差町民野球場スコアボード改修概要図

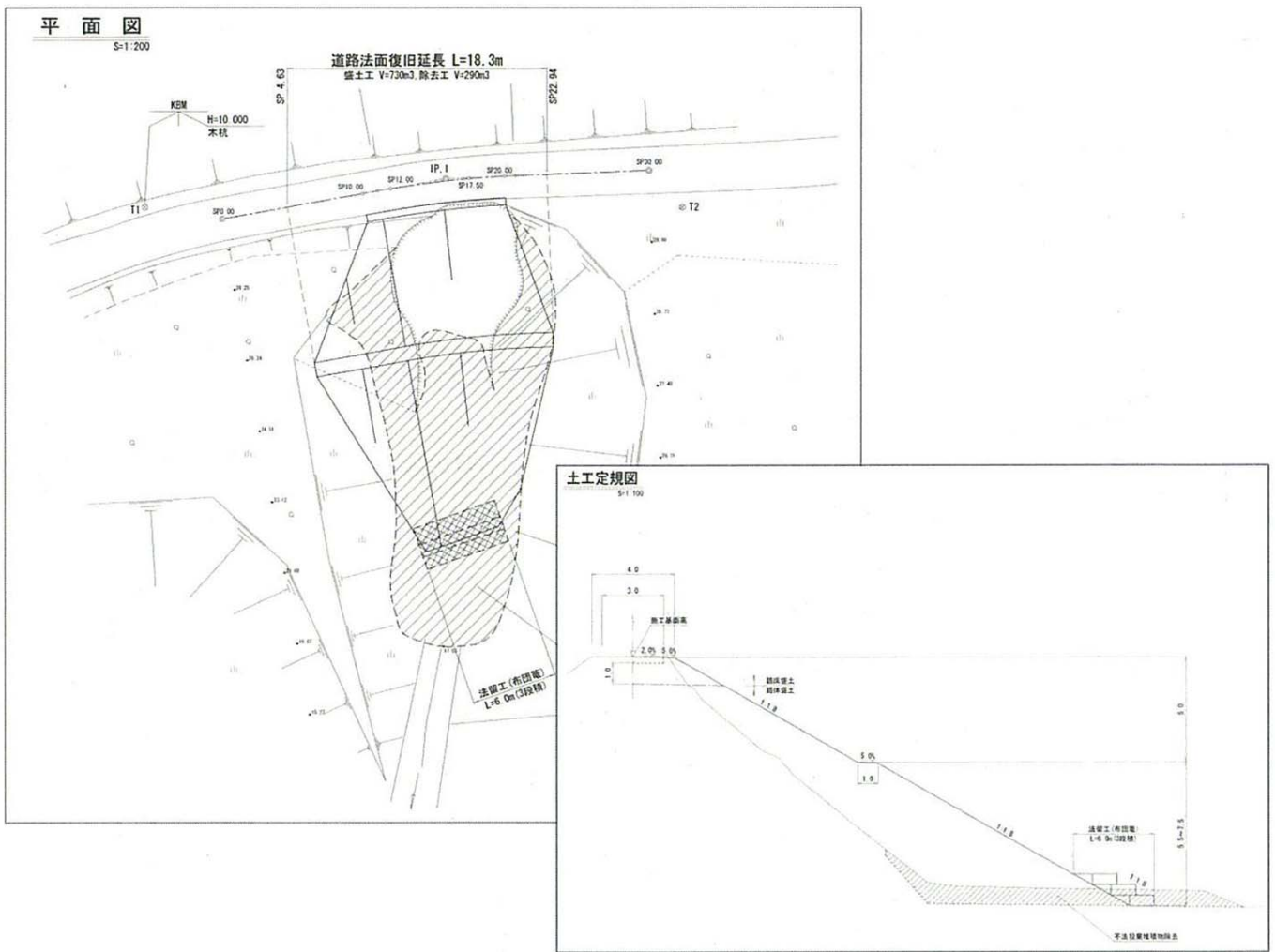


町道馬場山線災害復旧工事概要図

◎工事概要

*復旧延長 $L=18.3\text{m}$

*盛土工 $V=730 \text{ m}^3$ ・法留工 (ト) 竈 3 段) $L=6.0\text{m}$ ・不法投棄物除去 $V=290 \text{ m}^3$ (推定量)



崩落直後の状況

崩落直後の状況



< 江差町看護職員養成修学資金貸付条例概要 >

項 目	概 要
第1条 目的	・優秀な看護師・助産師を育成し、町内医療機関の看護業務人員の確保及び医療環境の充実を図る。
第2条 貸付の対象	・看護師助産師養成施設に在学し、又は入学しようとしている者で、江差町に住民登録のうえ居住し、町内医療機関の看護業務に従事しようとする者
第3条 貸付金額等	・月額5万円（無利子） ・看護師助産師養成施設に在学期間中
第4条 貸付の申請	・申請者は、連帯保証人2名を定め申請
第5条 連帯保証人	・道内において独立の生計を営む成年者2名 （申請者が未成年の場合、1名は法定代理人）
第6条 貸付の決定の取消し等	・退学、辞退、修学困難、目的の達成が見込めないとき ・休学、停学は貸付を停止
第7条 返還の債務の免除	・江差町に住民登録のうえ居住し、町内医療機関の看護業務に従事した期間が引き続き5年に達したとき ・看護業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため看護業務を継続することができなくなったとき
第8条 返還	・貸付の決定が取り消されたとき ・看護業務に従事しなかったとき ・看護業務従事期間が引き続き5年に達しないで従事しなくなったとき ・正当な理由がないのに貸付の条件に違反したとき
第9条 返還の債務の履行の猶予	・貸付取り消し後も引き続き養成施設に在学しているとき ・養成施設を卒業後も他の養成施設に在学しているとき ・江差町に住民登録のうえ居住し、町内医療機関の看護業務に従事しているとき ・災害疾病その他やむを得ない理由により返還が困難と認められるとき ・疾病その他やむを得ない理由により看護業務を中断するのやむなき場合
第10条 返還の債務の減免	・業務従事期間が貸付相当期間以上のとき ・死亡したとき ・災害、疾病その他やむを得ない理由により貸付を受けた修学資金の返還の債務の履行が困難と認められるに至ったとき
第11条 違約金	・未納額について、年14.5%の割合をもって計算して得た額に相当する額 ・特別の事情があると認めるときは全部又は一部を免除
第12条 学業成績表等の届出	毎年学業成績表及び健康診断書又は生徒健康診断票の写し
第13条 規則委任	条例の施行に関し必要な事項
附則（施行年月日）	公布の日

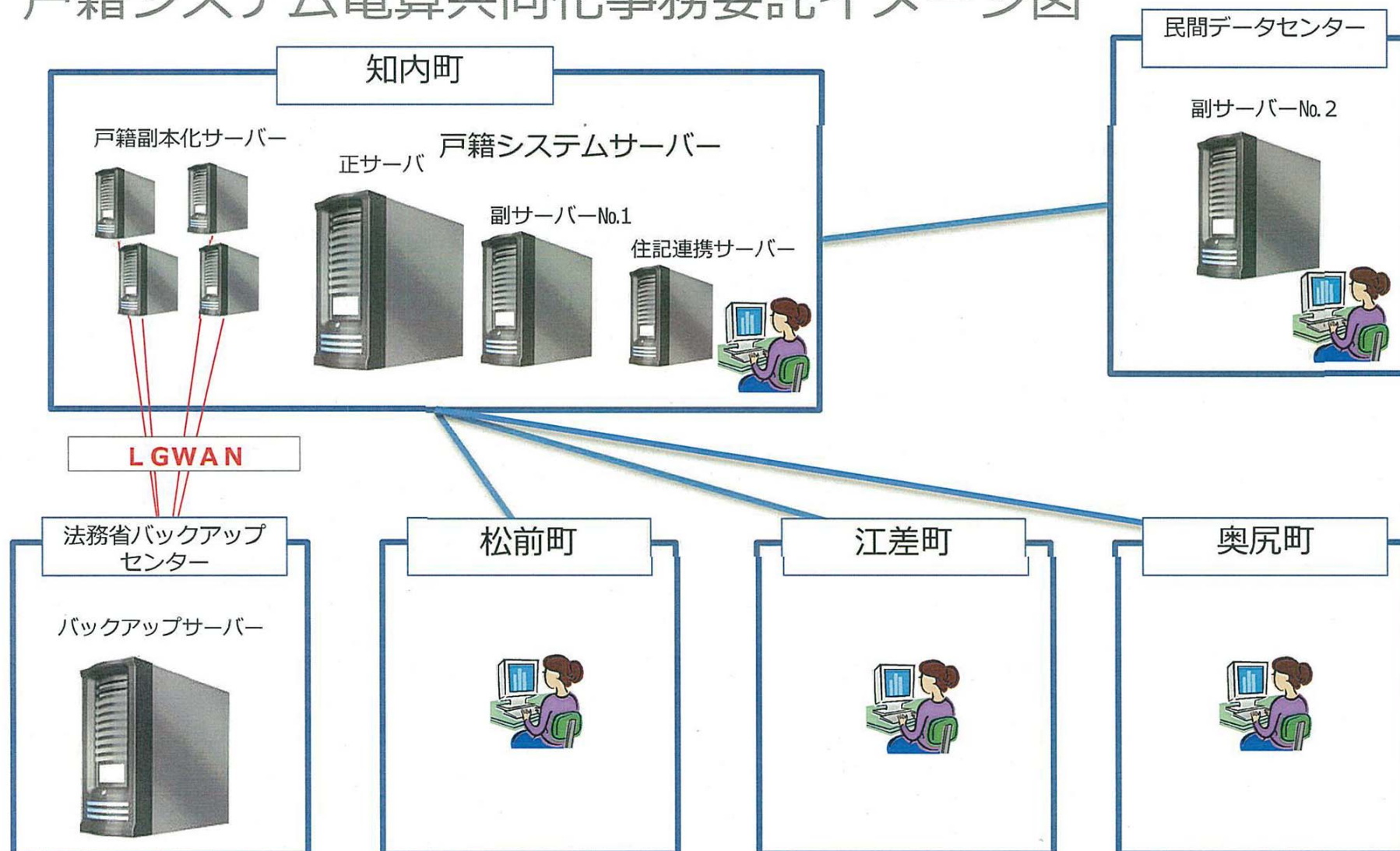
社会教育委員設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第2条 委員の定数は15名以内とし、 <u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。</u>	第2条 委員の定数は15名以内とする。 _____ _____

公の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要

1 施設の名称等	名 称：江差追分会館・江差山車会館・江差町文化会館 所在地：江差町字中歌町１９３番地の３、茂尻町７１番地
2 指定の期間	平成２６年４月１日～平成３１年３月３１日（５年間）
3 指定管理者の候補者	名 称：株式会社 舞台派遣 所在地：江差町字豊川町１５０番地の５
4 募集方法	公 募 非 公 募
5 管理業務内容	(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (2) 施設の運営に関する業務 (貸館業務・受付業務・舞台操作業務・江差追分会館における案内業務)
6 指定管理料参考額	５５，９７３，０００円 (江差追分会館・江差山車会館28,792,000円、江差町文化会館27,181,000円)
7 審査方式	指定管理者選定委員会において、応募者から提出された申込書その他添付資料の審査及び応募者のヒアリングを実施した後、採決を行い、指定管理者としての適格性を有していると判断したため、応募者を指定管理者の候補者として選定した。
8 選定委員会委員名	副町長、教育長、総務財政課長、政策推進課長、町民福祉課長、建設水道課長、追分商工観光課長、社会教育課長
9 審査経過	第１回選定委員会（平成25年12月25日） ・選定方法及び募集要項の確認 公募開始（平成26年2月3日～7日） ・町広報紙１月号、町ホームページに掲載 現地説明会（平成26年1月15日） 応募者より申込書その他添付資料提出（平成26年2月3日） 第２回選定委員会（平成26年2月25日） ・申込書その他添付資料の審査及びヒアリングを実施し委員会で検討した結果、応募者を指定管理者候補者として選定
10 委員会意見	当該団体は、平成２２年に江差追分会館・江差町文化会館の運営を受託し、平成２３年度からは江差山車会館も含めた３施設の指定管理者として管理及び運営を行ってきた実績がある。その間、創意工夫によって効率的な維持管理と運営に努めてきた姿勢が窺われるなど、指定管理者としての適格性を有していると認められる。 また、職員の１名増員を計画するなど、地域雇用への貢献が少なくないことも評価されるものである。

戸籍システム電算共同化事務委託イメージ図



電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約【概要】

条 項	概 要
第1条 委 託	電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務を知内町に委託する。
第2条 委託事務の範囲	・ 戸籍事務、戸籍附票の調整及び人口動態調査票作成事務を電子情報処理組織により処理するための電子計算機の設置、使用、管理すること。
第3条 管理及び執行の方法	・ 戸籍等事務を処理するためのプログラム、データ、ファイル等を作成し保管すること。 委託事務の管理執行については、知内町の条例、規則等の定めによる。
第4条 経費の負担	・ 委託事務の経費の額は、知内町と江差町が協議して定める。 ・ 委託事務の経費の算定方法は、あらかじめ基本的な算定方法を定める。
第5条 委託事務の収支の分別	知内町は委託を受けた事務の管理執行に係る収入・支出は知内町歳入歳出予算に分別して計上する。
第6条 決算の措置	委託事務の決算について、知内町長は江差町長に通知する。
第7条 連絡会議	委託事務について必要がある場合は連絡会議を開くほか、必要に応じて戸籍事務に関する事務関係者と調整会議開くこととする。
第8条 条例等の改廃の場合の措置	委託事務に適用される知内町の条例等の改廃をしようとする場合は、あらかじめ江差町長に通知し、改廃された場合も同様とする。
第9条 委託事務の廃止	委託事務の廃止の場合は、収支は廃止の日をもって決算し、決算に伴う剰余金は江差町に還付する。
附則	施行日 平成26年4月1日

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規程 新旧対照表

変 更 後	現 行																								
第一条以下略 附 則 (略) 別表 組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名 <table> <tr> <th>区 分</th><th>市町村及び市町村の一部事務組合</th></tr> <tr> <td>市～ (空知)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(上川)</td><td>名寄地区衛生施設事務組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 大雪葬祭組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合</td></tr> <tr> <td>(留萌)～ (オホーツク)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(胆振)</td><td>西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合</td></tr> <tr> <td>以下略</td><td></td></tr> </table>	区 分	市町村及び市町村の一部事務組合	市～ (空知)	(略)	(上川)	名寄地区衛生施設事務組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 大雪葬祭組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合	(留萌)～ (オホーツク)	(略)	(胆振)	西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合	以下略		第一条以下略 附 則 (略) 別表 組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名 <table> <tr> <th>区 分</th><th>市町村及び市町村の一部事務組合</th></tr> <tr> <td>市～ (空知)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(上川)</td><td>名寄地区衛生施設事務組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 上川中部消防組合 大雪葬祭組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合</td></tr> <tr> <td>(留萌)～ (オホーツク)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(胆振)</td><td>伊達・壮瞥学校給食組合 西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合</td></tr> <tr> <td>以下略</td><td></td></tr> </table>	区 分	市町村及び市町村の一部事務組合	市～ (空知)	(略)	(上川)	名寄地区衛生施設事務組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 上川中部消防組合 大雪葬祭組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合	(留萌)～ (オホーツク)	(略)	(胆振)	伊達・壮瞥学校給食組合 西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合	以下略	
区 分	市町村及び市町村の一部事務組合																								
市～ (空知)	(略)																								
(上川)	名寄地区衛生施設事務組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 大雪葬祭組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合																								
(留萌)～ (オホーツク)	(略)																								
(胆振)	西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合																								
以下略																									
区 分	市町村及び市町村の一部事務組合																								
市～ (空知)	(略)																								
(上川)	名寄地区衛生施設事務組合 士別地方消防事務組合 大雪消防組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪清掃組合 上川中部消防組合 大雪葬祭組合 大雪浄化組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合																								
(留萌)～ (オホーツク)	(略)																								
(胆振)	伊達・壮瞥学校給食組合 西胆振消防組合 胆振東部消防組合 安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合																								
以下略																									

【平成 25 年度 国・道等への要望等状況一覧】

(平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 2 月 28 日)

要望主体	要望内容	要望先	備考
江差町	平成 25 年度町政懇談会に関する要望事項 ・ 高規格幹線道路「函館・江差自動車道」の早期整備について	北海道開発局函館開発建設部	12 月 18 日
江差町	平成 25 年度町政懇談会に関する要望事項 ・ 厚沢部川河川改修工事について ・ 災害対策について ・ 泊（檜山）漁港漂砂堆積（浚渫要望）対策について ・ 建設海岸 江差海岸（伏木戸地区）局部改良について	北海道渡島総合振興局函館建設管理部 （函館市）	12 月 18 日
江差町	平成 25 年度町政懇談会に関する要望事項 ・ 姥神町「道道 215 号江差停車場線と町道姥神中歌線の交差点」の既設信号機の改修について ・ 国道 229 号線五厘沢横断歩道への手押し信号機の設置について ・ 道道駅前通り線本町地区（松の湯前）横断歩道への手押し信号機の設置について	北海道警察函館方面本部・ 江差警察署	12 月 19 日